

2015年度

**地方創生と中小企業の活力強化のための
規制・制度改革の意見50**



平成 27 年 5 月 18 日

日本商工会議所

はじめに

- 日本商工会議所では、平成25年から毎年、全国各地の商工会議所を通じて会員企業等から、地域や中小企業が経済活動等を行ううえで障壁となっている規制・制度について、現場の“生の声”をヒアリングし、規制・制度改革の意見書として取りまとめ、規制改革会議等の実現を働きかけてきた。
- 提出した意見のうち、例えば、「プレミアム付き商品券」を商工会議所が発行する場合に保証金の供託を不要とする特例措置の創設や、地域の高齢者や観光客の回遊性向上等のため「ゴルフカートを改良した4人乗り電動カート」の公道走行を可能とする規制緩和などが実現するなど、政府の意欲的な対応を評価している。一方で、その他については、未だ規制改革会議等で検討中で結論の出ていないものも多く、早期の実現が期待される。
- わが国がデフレ脱却を確実にし、持続的な経済成長を実現するためには、足元で0.6%に低下した潜在成長率を引き上げる成長戦略の実行が不可欠であり、その担い手は民間である。規制・制度改革は、生産性向上のもっとも有効な手段の一つであり、政府は、地方創生に向け、地域や中小企業が取り組む「観光産業の振興」「強い農林水産業づくり」「サービス業の生産性向上」「雇用促進と労働力不足対策」等の分野において、イノベーションや新市場創出につながる規制・制度改革を一層促進すべきである。
- 本意見書は、ヒアリングに基づく生の声であり、政府においては、意欲ある中小企業と地域の挑戦の足かせとなっている規制について、ひとつひとつ検討して早期に答えを出し、地域経済の中核的な役割を担う中小企業が全国津々浦々で、力強く事業に挑戦できるビジネス環境の整備と地方創生を強力に後押しされたい。また、既存の構造改革特区や総合特区、さらには国家戦略特区等で認められた特例措置については、事業者の声を十分に聴取し、全国の希望する地域に適用を拡大すべきである。さらに、種類が増えて意義づけがわかりづらいものになっている既存の特区制度について、改めて定義を明確にし、使いやすいものにする必要がある。
- 日本商工会議所は、今後も、中小企業や地域の声を収集し、規制・制度改革について、意見を申し述べるとともに、中小企業の成長と地方創生、日本経済発展のために尽力していく所存である。

目 次

I. 地方創生

1. 観光産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 強い農林水産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 地域の安心・安全を支える基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 対日投資の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

II. 中小企業の活力強化

1. 創業・起業・ベンチャーの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2. サービス業の生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3. 雇用促進と労働力不足対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
4. 知的財産の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

III. 規制・制度改革の推進

1. 複雑化した特区制度等の位置づけ・内容の整理・体系化・・・・・・・・・・・・・39
2. PDCAサイクルの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
3. 地方公共団体における複式簿記による会計制度の導入・・・・・・・・・・・・・40
4. 「地方版規制改革会議」の早期設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

I. 地方創生

1. 観光産業の振興

(1) 観光資源の開発・活用

① 国家戦略特区で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく指定区域における古民家等を活用した宿泊施設への特例措置に関して、以下の対策を講じること【厚生労働省】

- ・最低客室数（現行：旅館5室以上、ホテル10室以上→1室以上）について追加の緩和措置を講じること
- ・すでに講じられている特例措置（玄関帳場の設置義務の適用除外）を含め、希望する地域へ適用拡大すること（平成26年度意見書でも要望）

【理由】

国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになった。

新たな日本文化の発信や、増加する外国人旅行者のニーズへの対応を図るため、この適用除外措置について、適用除外となる要件の拡充（最低客室数の撤廃）を行うとともに、希望する全国へ適用拡大すること。

(注) 旅館業法第3条において、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならないとされている。また、同法第4条において旅館業の営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされている。

(注) ホテルおよび旅館は、旅館業法施行令第1条により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められているが、国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外となっている。



兵庫県養父市における古民家を活用した旅館の例

②まちなかの賑わい創出やまち歩き観光を推進するため、道路占用許可の特例制度（道路にオープンカフェ等を設置）を全国へ適用拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区等で認められている、道路でのオープンカフェ等の設置に係る道路占用許可の特例制度の全国への適用拡大【国土交通省】

【理由】

都市再生特別措置法、中心市街地活性化法あるいは国家戦略特区に基づく認定地区においては、道路法における占用許可の特例措置が適用され、道路を活用したオープンカフェの設置や景観に配慮した案内表示物の設置等が可能である。この特例措置を全国拡大することにより、まちなかの賑わい創出やまち歩き観光が促進される。

(注) 道路法第33条にて、道路に一定の物件や施設などを設置する場合には、道路管理者の許可が必要とされており、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない占用であることが許可基準の1つとなっているが、都市再生特別措置法、中心市街地活性化法、国家戦略特区に基づく認定地区内では、その基準が適用されない特例がある。

(注) 道路法第33条

道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。



中心市街地の道路空間を利用したオープンカフェ「高カフェ」（高崎市）

③観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間（現行3年→10年）を延長すること

【要望内容】

民間事業者による河川占用許可期間の延長（現行3年→10年）【国土交通省】

【理由】

河川区域内に、観光施設として不可欠なオープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が3年以内と定められているため、長期の利用を想定した営業ができない。民間事業者の創意工夫により河川空間を魅力的な観光資源とするため、河川法の河川占用許可期間を、公益物件（公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等）並みの10年以内とするべきである。

(注) 河川敷地の継続的な利用にあたっては、河川法（第24条）に基づき、河川管理者の許可を受けることが必要であり、その審査基準が河川敷地占用許可準則（第12）である。河川敷地の占用については、公共性または公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであり、占用の特例として営業活動を行う事業者が占用を許可することとなることを踏まえ、3年以内を許可の期間としている

④「不定期航路事業」における船舶の運航について、「届出」で運航可能な日数の拡大、事前届出期間の短縮、および届出の簡素化を行うこと

【要望内容】

「不定期航路事業」における船舶の運航に関する手続き等の見直し

【国土交通省】

- ・旅客定員 13 名以上の船舶の場合で、「届出」で運航可能な日数（年 3 日間以内）の拡大
- ・事前届出期間（事業開始日の 30 日前）の大幅な短縮
- ・既に許可を得ている「定期航路」と酷似している航路の場合の、届出の簡素化

【理由】

河川、運河、川辺を活かした観光振興に繋げるため、観光遊覧船や屋形船等の運航事業者が、顧客からのニーズに対応して柔軟に航行プランを立案できるよう、「不定期航路事業」について、「届出」で運航可能な日数を拡大するとともに、「届出日」の短縮を図るべきである。

加えて、「一般旅客定期航路事業」を営む事業者が、既に「定期航路」として許可を得ている場合で、その「定期航路」と酷似している航路を届け出る場合は、例えば、前日までにインターネットを通じての届出で可能とする等、簡素化を行うべきである。

（注）一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する事業を「定期航路事業」と呼び、それ以外を「不定期航路事業」と呼ぶ。「定期航路事業」のうち、旅客定員 13 名以上の船舶で、不特定の人の乗合運送を行う事業（例：水上バス）を「一般旅客定期航路事業」と呼ぶ。

（注）航路事業における許可と届出の別は以下のとおり。

	旅客定員等	航路	許可・届出	処理期間・届出期間
定期航路事業	13名以上の船舶	二点間運航可	許可	申請受付から1～2ヶ月の処理期間
不定期航路事業	13名以上の船舶	二点間運航不可 (ただし、チャーター便などの場合可)	許可	申請受付から1～2ヶ月の処理期間
	13人以上の船舶かつ 年に3日間以内	二点間運航可	届出	事業開始 30日前まで
	12名以下の船舶	二点間運航可	届出	事業開始 30日前まで

（※貨物を載せる場合を除く）

（注）「許可」の場合、許可申請書に加え、航路図、使用船舶明細書、使用船舶の一般配置図、旅客乗降位置図、乗降用設備図、航路水深図、操船図、橋脚クリアランス調査表、営業所・待合室・発券所図、待合室と船舶との経路図、安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴、運航基準図、乗組員名簿、海技免状・小型船舶操縦免許証の写し、船客傷害保険証（写）、組織図・会社案内、宣誓書等、**おおむね 25 種類程度の添付書類が必要**（ただし、事業計画の内容によっては必要ない書類もある）。一方、「届出」の場合は、届出書に加え、使用船舶明細書、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）、船客保険契約書（写）、運航航路図等、**おおむね 6 種類程度の添付書類で可**。

⑤外国籍の船舶による国内の港間の旅客輸送に対する運航制限を、観光クルーズ船に限り緩和すること

【要望内容】

観光クルーズ船に限った、外国籍船舶による国内の港間の旅客輸送の運航制限の緩和【国土交通省】

【理由】

海に囲まれた日本における観光クルーズの推進は、地域の観光産業へ大きな需要をもたらすことが期待できる。しかし、日本船籍のクルーズ船は3隻にとどまっており、外国人旅行者を含む観光客に対し、大型クルーズ船による観光クルーズを十分に提供できていない。そのため、外国籍の船舶に対する運航制限を、観光クルーズ船に限り緩和すべきである。

(注) 船舶法第3条によれば、外国船籍の船舶は、日本の港間での物品や旅客の運送は認められていない（カボタージュ規制）。

船舶法

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第二十三条 第三条、第六条又ハ第六条ノニノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

(注) 日本船籍のクルーズ船

にっぽん丸（東京港：商船三井客船株）、ぱしふいっくびいなす（大阪港：日本クルーズ客船株）、飛鳥II（横浜港：郵船クルーズ株）



⑥大阪城公園を国際観光拠点にするため、特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること

【要望内容】

文化財保護法における史跡等の現状変更について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること【文部科学省】（平成 25、26 年度意見書でも要望）

【理由】

文化財保護法における史跡等の現状変更の許可権限事務については、一部、自治体に移譲されているが、例えば、階数が三階以上で三カ月以上の期間において設置される建築物等を建築する場合等については、文化庁長官の許可が必要となっている。

民間の自由な発想と活力により大阪城公園を国際観光拠点として整備するためには、特別史跡である同公園内に大規模な土産店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などの設置を可能とすべきであるため、自治体に移譲する範囲を拡充する政令改正を、早急に進めることが求められる。

(注) 史跡等について現状変更等を行う場合、文化庁長官の許可が必要とされている。

文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(注) 文化財保護法における史跡等の現状変更に関し、自治体に移譲されている権限事務は、同法施行令第5条に規定されている。

文化財保護法施行令第5条(抄)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)

ロ 三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ～ニ 略

(注) 「文化財保護法施行令第5条第4項」に関し、文化庁より、その許可事務の処理基準についての通知が、都道府県教育委員会宛に出されている。

「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」(平成12年4月28日庁保記第226号 文化庁次長通知)

1. 次の場合には現状変更等の許可をすることができない。

- (1) 史跡名勝天然記念物の適切な保存のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- (2) 史跡名勝天然記念物に滅失、き損、又は衰亡のおそれがある場合
- (3) 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- (4) 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(注) 特別史跡指定地でなされる現状変更等の範囲と許可基準(大阪市の場合)

○特別史跡指定地でなされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものであること。

- ・発掘調査等学術調査のために必要な行為
- ・特別史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為
- ・公園等公共施設・公益的施設の維持上必要な行為
- ・民有地(神社有地)における土地所有者がその敷地内で行う宗教活動上必要な行為

(注) 大阪城跡における地区別現状変更等の許可基準(抜粋)

○本丸地区

- ・大阪城跡の中核的地区であり、大阪城の特徴である歴史の重層性を尊重する保存・管理を基本とすることから、原則として既存施設の改修・更新以外の新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・大阪城特有の価値を構成する要素が集積し、これらの保存・管理、整備・活用を先導的に行う地区として、徳川期等の建物遺構推定地にある売店等の大規模便益施設は、計画的に地区外への機能の移転を検討し、新たな施設の建築は認めないものとする。

○内堀地区

- ・当地区では、専ら遺構の保存・管理、整備・活用に関わる行為以外は想定されないことから、その他の新たな公園施設等の設置は認めないものとする。

(注) 平成26年5月30日、規制改革ホットラインを通じ、文部科学省より以下の回答あり。

「(略) 特別史跡大坂城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大坂城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画にのっとり、大坂城跡の保存や管理、活用を行います。(略) なお、既に自治体に委譲している史跡等の現状変更の許可権限について、更にその範囲を拡充するため、政令改正の準備を進めているところです。」

(注) 国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、巖島など、全国に61カ所ある。



(2) 観光業の担い手確保

①構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置について、全国の希望する地域に適用拡大すること

【要望内容】

構造改革特区で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を、希望する全国へ適用拡大すること【観光庁】

【理由】

ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を企画・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、旅行業法における「地域限定旅行業」への参入促進を図る必要がある。そのため、旅行業法で定められる「旅行業務取扱管理者」が、旅行者等の他業種との兼任でも、「地域限定旅行業」への登録が可能となる特例措置を、希望する地域へ適用拡大することが求められる。

- (注) 旅行業法において、旅行者は、各営業所ごとに、「旅行業務取扱管理者」の国家試験に合格した者を1名以上選任し、一定の管理および監督業務を行わせることが義務付けられている。
- (注) 旅行業法第十二条の二 4において、旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができないとされ、常勤専従する必要がある。
- (注) 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者については、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと地方公共団体が認め、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し認定された場合には、認定された区域内に存する地域限定旅行者の営業所においては、選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任が認められる措置が講じられている。
- (注) 平成26年4月現在、第一種旅行者は696、第二種旅行者は2,777、第三種旅行者は5,625、地域限定旅行者は45事業所。

②総合特区で認められている通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」を全国へ適用拡大すること

【要望内容】

総合特区で認められている「特例ガイド」の全国への適用拡大【観光庁】（平成26年度意見書でも要望）

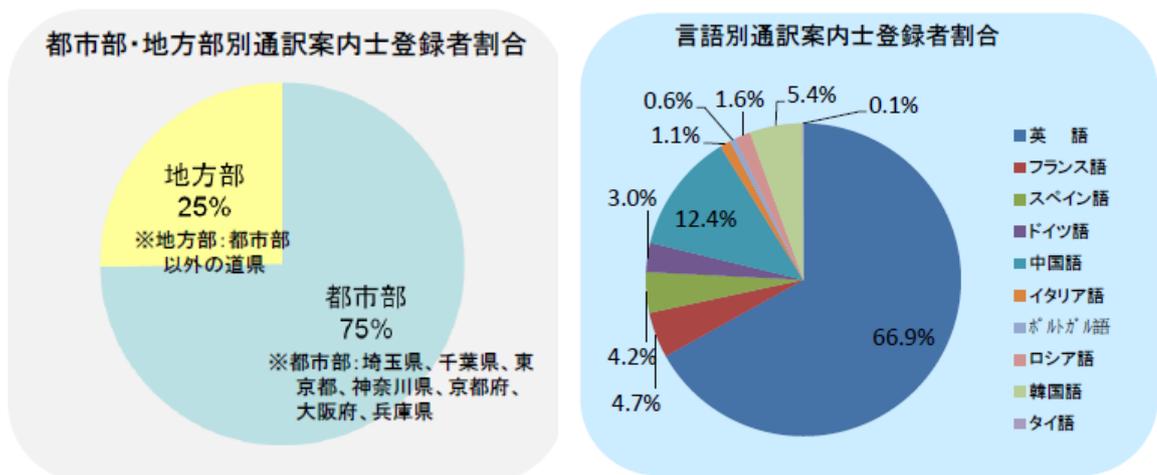
【理由】

通訳案内士は、特に地方において不足しており、そのうち中国語、韓国語、タイ語といった言語を話せる者はさらに少ないため、増加する外国人旅行者に対して十分な観光ガイドを提供できていないとの声がある。訪日外国人旅行者の増大への対応と地方への誘客促進を図るため、総合特別区域法や改正中心市街地活性化法等で認められている「特例ガイド」を全国に適用拡大する必要がある。

(注) 通訳案内士の登録者数は17,736人（平成26年4月1日現在）。そのうち、英語は11,865人、中国語は2,202人、韓国語は964人、タイ語は24人。

(注) 通訳案内士法では、外国人に対し外国語により有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県に登録しなければならないとされている（無資格者の有償ガイドは認められていない）。

(注) 総合特別区域法に「通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例」が盛り込まれ、総合特区内において、特区自治体による研修を経た通訳案内士以外の者による有償ガイド行為が可能とされた〔導入区域：北海道札幌市、大阪府泉佐野市、和歌山県高野・熊野地区、島根県益田地区、奈良県奈良公園、九州7県（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）〕。



登録案内士の都市部・地方部別登録者割合と言語別登録者割合（観光庁HPより）

③訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域規制を緩和すること

【要望内容】

道路運送法における営業区域規制のさらなる緩和【国土交通省】

【理由】

訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が平成27年9月末まで延長された。本特例措置の恒久化をはじめとする営業区域規制のさらなる緩和が求められる。

- (注) 観光バスは道路運送法で貸切バスに分類されており、出発地・到着地いずれかに都道府県単位の営業区域を有する事業者しか運行できず、加えて営業区域には必ず営業所と車庫がなければならぬと定められている。
- (注) 貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付国自旅第139号通達)により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置(当初平成26年4月17日～27年3月31日まで)が、27年9月末まで延長された。



2. 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【要望内容】

「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること【農林水産省】（平成 26 年度意見書でも要望）

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。必要に応じて、国際先端テストにかけ、諸外国の規制を参考に早期に見直すこと。



高糖度で付加価値の高い町田市の水耕栽培メロン

(注) 平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知（13 経営第 6953 号）では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

(注) オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること

【要望内容】

株式会社による農地の直接所有【農林水産省】（平成 25、26 年度意見書でも要望）

【理由】

リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、株式会社に農地の直接所有を認める必要がある。

(注) 平成 21 年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになった（農地法第 3 条）。



③農業の規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること

【要望内容】

農業生産法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること【農林水産省】（平成 25、26 年度意見書でも要望）

【理由】

民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資や IT 化等を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めることが求められる。

(注)「規制改革に関する第 2 次答申」(平成 26 年 6 月)において、農業生産法人における役員要件・構成員要件を下記のとおり緩和する方針が示され、現在、農地法改正法案が今通常国会に提出されている。

	改正前	改正後
役員要件	・ 役員の過半の過半が農作業に従事	・ 役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に従事
構成員要件	・ 農業関係者が原則 3 / 4 以上 ・ 農業関係者以外（継続的取引関係者）は原則 1 / 4 まで	・ 農業関係者が <u>1 / 2 以上</u> ・ <u>1 / 2 未満は制限を設けない</u>

④林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと

【要望内容】

山林の所有・利用に関する制度の抜本的見直し【林野庁】

【理由】

所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や 6 次産業化等を進めるうえでの阻害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。

(注)平成 23 年に施行された森林法の一部を改定する法律により、売買又は相続等の原因如何に関わらず、新たに森林の土地の所有者となった者は、事後、市町村にその旨を届け出なければならないこととされた（森林法 10 条の 7 の 2）。

(注)農林水産省が行ったアンケートによれば、農地・森林の所有地以外に居住しながら農地・森林を相続した人のうち、1～2割は、不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農協への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定の届出のいずれの手続きもしていない。

【ネットアンケート：相続時の届け出状況】

	必要な手続きを1つもしなかった	必要な手続きを一部した	必要な手続きを全てした
森林	17.9%	76.0%	6.1%
農地	12.9%	76.6%	10.5%

「“農地・森林を相続したら”土地届け解説書」（平成 24 年 3 月 農林水産省）より

3. 地域の安心・安全を支える基盤づくり

①市街地再開発事業における建築物の階数の条件（3階以上）について、都市規模等に応じて緩和すること

【要望内容】

都市再開発法に基づく市街地再開発事業の建築物の階数の条件（3階以上）について、都市規模等に応じた条件に緩和すること【国土交通省】

【理由】

都市再開発法に基づく市街地再開発事業の建築物は、「3階以上」との条件が設けられているが、地方創生に取り組む地方都市においては、3階以上の建物を満室にすることは難しく、建設コストに見合わないため、再開発の実施に踏み切れない状況にある。そのため、都市規模や地域の実情に応じて、この条件を緩和すべきである。

（注）中心市街地活性化法、都市再生特別措置法等による、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するためには、既存の市街地に再投資する再開発の手法を取らざるを得ない。ところがその場合、3階建てが条件では、人口5万人以下クラスの町では、費用対効果が見合わず、まちづくりの推進に弊害が生じている。

（注）都市再開発法

第二百二十九条の三

二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第二条の三第一項第二号又は第二項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。

イ 建築する建築物の地階を除く階数が三以上の耐火建築物であること。

②民間の経営ノウハウを活用するため、特別養護老人ホームについて多様な事業主体の参入を認めること

【要望内容】

民間企業等の特別養護老人ホームへの参入【厚生労働省】

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みであり、その対応は喫緊の課題となっている。そのため、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、民間企業等多様な経営主体が参入できるよう緩和することが求められる。

（注）特別養護老人ホームの入所申込者は、約52.4万人（平成26年3月25日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より）。前回調査（平成21年）より約10万人増加。

③患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること

【要望内容】

医療機関の情報公開に関する広告の自由化【厚生労働省】（平成 25、26 年度意見書でも要望）

【理由】

適正な競争原理の下で、医療機関（鍼灸院含む）の質やサービスの向上を図るとともに、患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするよう、医療機関の情報公開に関する広告を自由化する必要がある。

（注）医療や鍼灸院等に関する広告は、「医療法」（第 6 条の 5）、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（第 7 条）において、法または広告告示により広告が可能とされた次の事項以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。

（※）現在の主な広告可能事項：診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など

（注）医療機関の専門分野や特技・特徴を患者に伝える広告の解禁によって、①患者がかかりつけ医を選択する際の判断材料が増え、②医療機関間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。

（注）全国の医療施設数（平成 27 年 1 月末現在）は 178 092（病院：8 492、一般診療所：100 801、歯科診療所：68 799）。

（注）全国の鍼灸院等施術所数（平成 24 年 12 月末現在）は 80,210（あん摩・マッサージ・指圧：19,880、鍼灸：23,145、両方とも施術：37,185）。

④関西イノベーション国際戦略総合特区における臨床修練制度の修練期間（現行最大 2 年間）を 4 年間に延長すること

【要望内容】

関西イノベーション国際戦略総合特区における臨床修練制度の修練期間（現行最大 2 年間）について、4 年間に延長【厚生労働省】（平成 26 年度意見書でも要望）

【理由】

関西イノベーション国際戦略総合特区において、臨床修練制度を利用する外国人医師の医学部博士課程への進学ニーズ等に対応するため、現行は最大 2 年間とされている修練期間を 4 年間に延長する必要がある。

（注）臨床修練制度（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律）

○趣旨：医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師・外国看護師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で医業・看護業務等を行うことを特例的に認める制度。

○臨床修練の定義：外国医師・外国看護師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業・看護業務等を行うこと。

○臨床修練の許可：外国医師・外国看護師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2 年以内（外国看護師等は 1 年以内）の期間、臨床修練を行うことができる。

① 医療に関する知識・技能の習得を目的として本邦に入国していること。

② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。

③ 外国医師・外国看護師等の資格を取得後、3 年以上の業務経験を有すること。

（注）わが国の医学部での学生の標準在籍期間は 6 年間。医学部博士課程は一般的に 4 年間

⑤環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること

【要望内容】

スマートメーターから分電盤までの電線における、2MHzから30MHzの周波数帯の使用【経済産業省・総務省】（平成26年度意見書でも要望）

【理由】

電力用の電線を利用した通信を行う際、電気自動車等とつながった屋外電線では、2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が認められている一方、同じ屋外であってもスマートメーターからブレーカーまでの電線では認められていない。

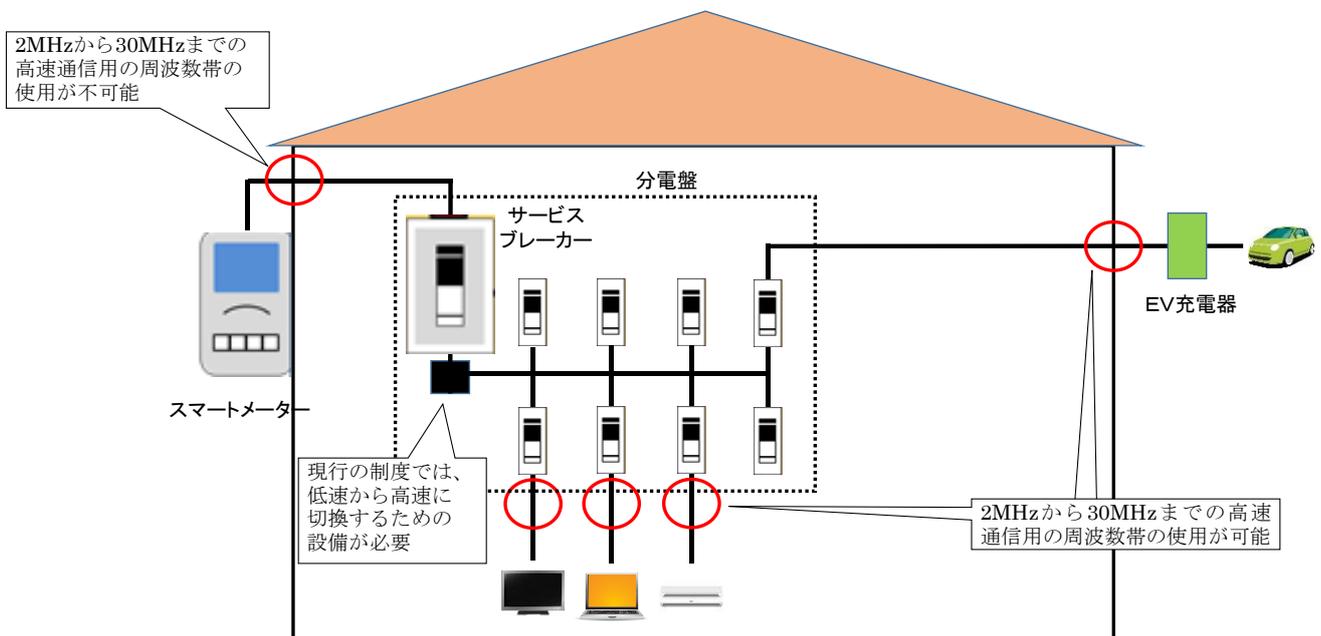
エネルギーの効率的利用を図るとともに、近い将来、高速通信によるスマートホームやスマートシティづくりの推進が期待されるため、スマートメーターからブレーカーまでの電線においても高速通信用の周波数帯の使用が可能となるよう、国際先端テスト等による検討を行うべきである。

(注) スマートメーターとは、電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた次世代電力量計。スマートメーターの導入により、電力使用量をリアルタイムで把握することができ、消費者の節電意識が働くほか、電力会社にとっても電力の需要動向を細かく把握することができるというメリットがある。

(注) 「電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第86号）」において屋内に限定されていた広帯域（2～30MHz）電力線搬送通信設備（PLC）の使用範囲が屋外（分電盤から負荷側）にも拡大されたが、依然として屋内であっても屋外であってもスマートメーターから分電盤の間（分電盤から受電側）では使用が禁止されている。

〔備考〕電力線搬送通信設備（PLC）とは、電線を通信回線としても利用する技術。10～450kHzの周波数帯を用いるものを低速PLC、2～30MHzの周波数帯を用いるものを高速PLCと呼ぶこともある。

(注) スマートメーターから分電盤までの電線で2～30MHzの電力線搬送通信設備（PLC）の使用が可能になれば、電線の中で一貫した高速データ通信が行えるようになり、高齢者の生活パターン異常を早期に発見する高齢者見守りサービスや、在・不在に応じた宅配サービスの効率化、家電などの異常を検知し故障前にメンテナンスを行うなど、様々な分野で新しいビジネスチャンスが生まれることが期待される。



⑥老朽化したビル等の建て替え等を推進するため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業における届出日を、工事着工の 60 日前から 30 日前に短縮すること

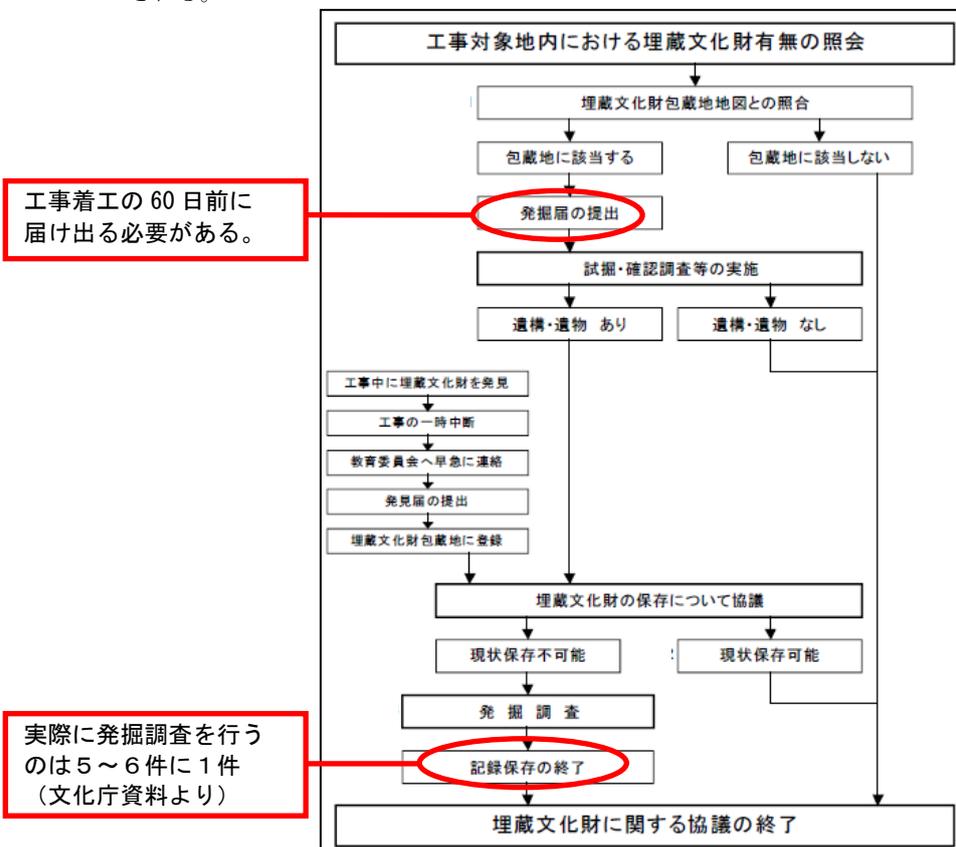
【要望内容】

「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業について、届出日を工事着工前の 60 日前から 30 日前への短縮【文化庁】

【理由】

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事などの開発事業を行う場合には、事業着工の 60 日前に、地方自治体の教育委員会を通じて文化庁長官へ届け出なければならないが、急な案件でも速やかな着工ができず、老朽化したビルの建て替えの妨げになっている。

- (注) 文化財保護法第九十二条において、「土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。」とされている。
- (注) 文化財保護法第九十三条において、「土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。」とされている。
- (注) 「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、文化財保護法第九十五条に基づき、原則として市町村の教育委員会が作成する遺跡地図（貝塚・古墳・住居跡などの遺跡の区域を示す地図）に区域が示されているが、地域社会において埋蔵文化財が埋もれていることが認識されている土地もまた「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされる。



埋蔵文化財に関する手続きの流れ（さいたま市HPより（一部加工））

⑦地域における環境変化に柔軟に対応するため、鳥獣保護区の存続期間を「20年以内」から「5年以内」に早めること

【要望内容】

鳥獣保護区の存続期間を20年以内から5年以内に改訂【環境省】

【理由】

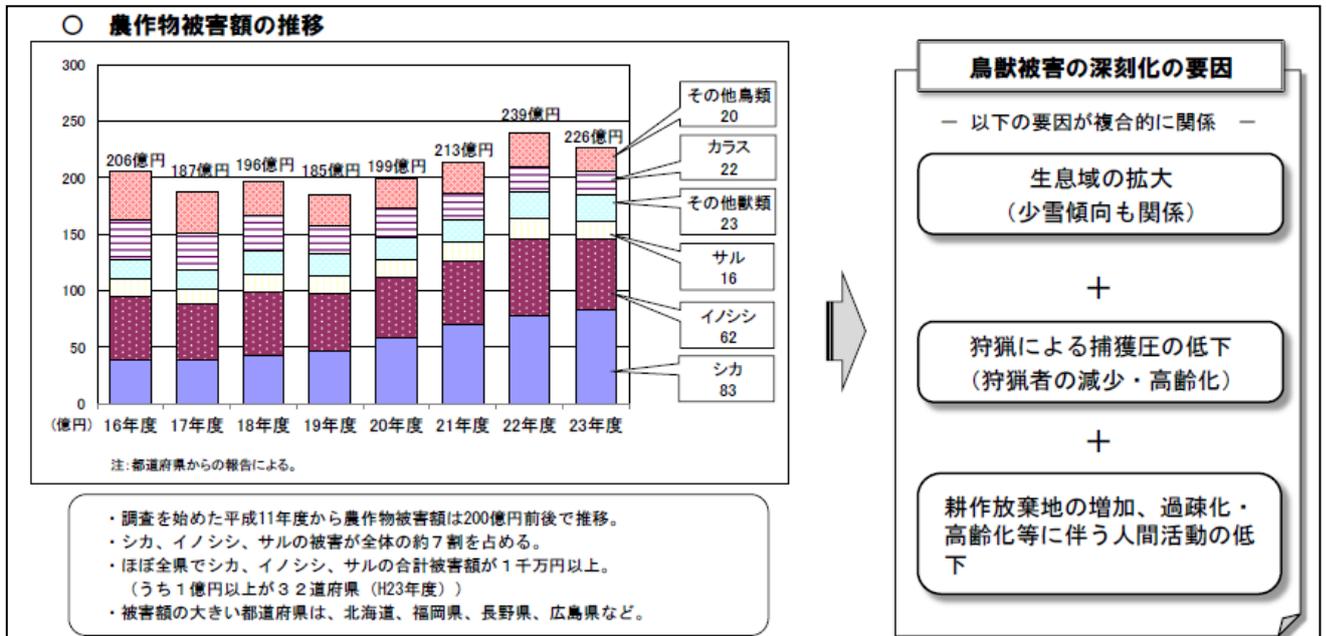
鳥獣の特別保護地区内では一定の開発行為が禁止されているが、20年近く前の状況を踏まえて設定されており、過度な保護により、野生動物が増え、一般市民が害獣の被害に遭うなど、生活の平穏が脅かされている。また地域内の都市開発が進まないなどの弊害も起きていることから、現在の環境変化に合わせて見直しを行う必要がある。

(注) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第二十九条 環境大臣または都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るためとくに必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること。
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 三 木竹を伐採すること。



野生鳥獣による農作物被害額の推移（平成25年2月 農林水産省）

4. 対日投資の促進

①外国とのビジネス環境のイコルフットィングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること

【要望内容】

「社会保障協定締結国」の締結促進【厚生労働省】

【理由】

日本国内で働く外国人は、出身国と日本国の社会保障制度に加入を行う必要があり、社会保険料を二重に負担する必要がある。日本は「保険料の二重負担」を防止するための社会保障協定を一部の国と締結しているが、外国とのビジネス環境のイコルフットィングを促進するため、社会保障協定締結国を拡充する必要がある。

(注) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に伴う法律により、社会保障協定を締結した二か国間での医療保険制度や年金制度の重複適用の回避や、年金給付を受けるために必要とされる期間の通算に関する事項が定められている。

(注) 社会保障協定発効済国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー

社会保障協定署名国（未発効）：イタリア、インド、ルクセンブルク

政府間交渉国：スウェーデン、中国、フィリピン、トルコ

(注) 日本の EPA 締結国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪、モンゴル

交渉中：カナダ、コロンビア、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、TPP（環太平洋パートナーシップ）、トルコ、GCC（湾岸協力理事会）、日韓

②日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること

【要望内容】

- ①訪日ビザ発給要件の緩和
- ②投資ビザの創設【法務省】

【理由】

日本への投資が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、訪日プロモーション重点市場に追加され、日本への投資が期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン等に対する、さらなる要件緩和が必要である。今年12月に経済共同体の構築が予定されているASEANのミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。また、グローバル経済が進展する中、安全な日本に投資したいと思う海外の富裕層も増えていることから、諸外国で導入が進んでいる「投資ビザ」を創設することが考えられる。

(注) 投資ビザが存在する国

ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ

③外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること

【要望内容】

在留資格要件における実務経験の短縮化等【法務省】

【理由】

「技術・人文知識・国際業務ビザ」のうち、「技術」および「人文知識」の発給を受けるためには、「大学卒者又は10年の実務経験」が必要とされている。外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため、在留資格要件における実務経験年数の短縮化を図ることが求められる。

- (注) 専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、平成27年4月1日より、業務に必要な知識の区分(理系・文系)に基づく「技術」と「人文知識・国際業務」の区分をなくし、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」に一本化された。
- (注) 「技術」は、IT技術者(システムエンジニア、プログラマー等)、機械工学の技術者、製造・開発技術者、建築・土木設計者等が取得するもので、「人文知識・国際業務」は、大きく「人文知識」と「国際業務」の2つに分かれ、前者は経営管理、企画、マーケティング、労務管理、経理会計、広報、宣伝、海外取引業務、商品開発、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン等の業務に従事する者、後者は貿易業務などでの通訳や翻訳、語学学校などの語学講師等が取得するものである。

④外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること

【要望内容】

外国人による査証(ビザ)のオンライン申請の導入【法務省】

【理由】

日本国外において、外国人が査証(ビザ)を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。

- (注) 出入国管理及び難民認定法において、日本国に入学しようとする外国人(乗員を除く。)は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。
- (注) 外務省設置法第4条ならびに第7条において、在外公館・領事館等が査証発給事務を行うこととされている。
- (注) ビザのオンライン申請導入国: アメリカ、イギリス、カナダ、ブラジル、インド、オーストラリア、カンボジア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー、ニュージーランド等

Ⅱ. 中小企業の活力強化

1. 創業・起業・ベンチャーの支援

①円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に 営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること

【要望内容】

個人で営む飲食店における生前の営業譲渡手続きを相続の場合と同様に簡素化すること【厚生労働省】

【理由】

個人で飲食店を営む者が死亡し、その子が事業を相続をする場合、簡易な変更手続きだけで可能となるが、生前時での譲渡の場合は、新規申請の場合と同様の手続きが必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。

(注) 食品衛生法

第五十二条

前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第五十三条

前条第一項の許可を受けた者（以下この条において「許可業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

⇒相続で事業を承継する場合→簡素な手続き

(注) 食品衛生法施行規則

第六十八条 法第五十三条第二項の規定により相続による許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、都道府県知事の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を受けたものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 営業所所在地

五 営業の種類

六 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

⇒生前に事業を承継する場合→新たに開業手続きが必要

②地方における創業の促進を図るため、開業手続きに関するワンストップセンターを全国に設置すること

【要望内容】

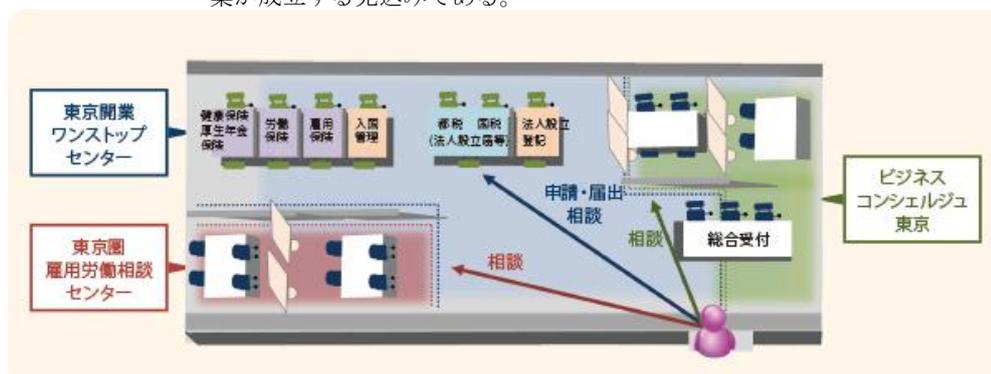
開業手続きに関する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行うワンストップセンターを、全国各地に設置【法務省、国税庁、厚生労働省】

【理由】

サービス業を中心とした地域における創業は、地域に仕事と雇用を生み、疲弊する地域経済の活性化を実現する。しかし、開業手続きが煩雑であることが、地域における創業が低迷する一因となっている。

国家戦略特区として指定された東京都には、今年4月1日、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」および、東京での事業展開を目指す外国企業等のビジネスマッチングや生活面の相談等にバイリンガルの相談員がワンストップで対応する「ビジネスコンシェルジュ東京」が設置された。地方にも、こういった開業手続きを支援する「ワンストップセンター」の設置が必要である。

(注) 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、今通常国会にて、公証人が行う定款の認証について、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能であることを明確化する特区法改正案が成立する見込みである。



「東京開業ワンストップセンター」フロア見取り図（東京都HPより）



「東京開業ワンストップセンター」施設内部（東京都HPより）

③経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること

【要望内容】

株式会社による医療機関への直接参入【厚生労働省】（平成 25、26 年度意見書でも要望）

【理由】

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待される。

(注) 産業競争力会議が取りまとめた「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成 26 年 1 月 20 日)の中で、医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等として、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の創設を検討する方針が示された。これを受け、厚生労働省の「医療法人の事業展開等に関する検討会」が平成 27 年 2 月に、「地域医療連携推進法人」(仮称)の創設を提言。今後、国会審議に係る予定。

(注) 医療法人の理事長については、医療法(第 46 条の 3)で都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できることになっているが、規制改革会議において、医師・歯科医師の資格を持たない民間企業の経営者等が「届出制」で医療法人の理事長になれるよう議論しているところ。

(注) 医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている(医療法第 7 条第 5 項)。



④需要の拡大が見込まれる急病人等搬送サービスについて、使用する車両を緊急自動車として認めること

【要望内容】

民間企業が行う急病人等搬送サービスに使用する車両について、緊急自動車として認めること【警察庁】（平成26年度意見書でも要望）

【理由】

地域包括ケアの進展に伴い需要の拡大が見込まれる民間企業による急病人等搬送サービスは、患者の容態が急変した場合などは緊急性が極めて高く、かつ公的サービスを補完するものでもあるため、運行の安全に十分配慮したうえで、搬送サービスに使用する車両を道路交通法で規定する緊急自動車に指定し、駐停車禁止区域内でのストレッチャーを含む患者の乗り降りや、赤色灯等の使用が必要である。

(注) 道路交通法施行令第十三条で緊急自動車として認められているのは消防車、救急車、警察用自動車、自衛隊用自動車、検察庁が使用する自動車、刑務所が使用する自動車、入国者収容所などが使用する自動車、電機事業者、ガス事業者その他の公益事業者が使用する自動車、水防機関が使用する自動車、輸血に用いる血液製剤を販売するものが使用する自動車、医療機関が臓器の運搬などのために使用する自動車、道路の管理者が使用する自動車、総合通信局などが使用する自動車、交通事故調査分析センターが使用する自動車などに限られる。

(注) 道路交通法第四十一条

緊急自動車は下記交通規則が除外される。

第八条第一項（通行の禁止等）

第十七条（通行区分）第六項（通行禁止部分）

第十八条（左側寄り通行等）

第二十条（車両通行帯）第一項及び第二項

第二十条の二（路線バス等優先通行帯）

第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項及び第二項

第二十五条の二（横断等の禁止）第二項（指定横断等禁止）

第二十六条の二（進路の変更の禁止）第三項（道路標示）

第二十九条（追越しを禁止する場合、二重追越し）

第三十条（追越しを禁止する場所）

第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項及び第四項

第三十五条（指定通行区分）第一項

第三十八条（横断歩道等における歩行者等の優先）第一項前段及び第三項（横断歩道等に接近する場合の減速、手前での追抜き禁止）

(注) 緊急自動車は緊急走行時には、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点けなければならない。（道路交通法施行令第十四条）

⑤医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること

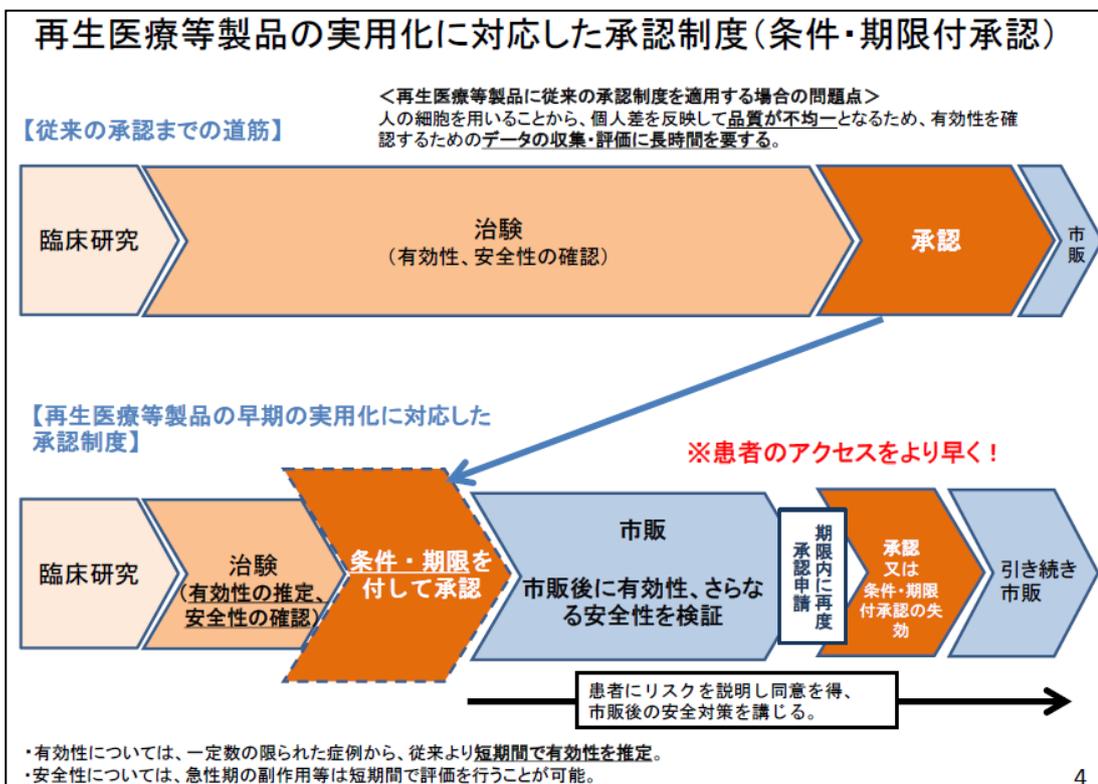
【要望内容】

医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設【厚生労働省】

【理由】

再生医療等製品においては、「条件・期限付き承認制度」が認められているが、医療機器や医薬品開発のスピードアップを促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても、「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。

(注) 平成 26 年 11 月施行の薬事法改正で、再生医療等製品については、安全性が認められ、有効性が推定されれば、一定の条件・期限を付して製造販売許可を与えることができるとされている。



再生医療等製品における条件・期限付承認制度（厚生労働省HPより）

⑥希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間を短縮すること

【要望内容】

希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間の短縮【厚生労働省】

【理由】

医薬品の開発に関して、希少疾病の場合は薬効性を確認するほどの症例がなく、臨床試験に非常に時間がかかるため、国際先端テストにかけ、諸外国の例を参考に、安全を確保した上で、開発期間を短縮すること。

(注) 新薬の開発プロセスには、9-17年の年月が必要。

1. 基礎研究 2-3年
2. 非臨床試験（動物実験など） 3-5年
3. 臨床試験（治験） 3-7年
4. 承認申請と審査 1-2年

出典：『テキストブック製薬産業 2012』

(注) 希少疾病とは、薬事法 77 の 2 および薬事法施行規則 251 条において、「対象患者数が本邦において 5 万人未満であること」と定められている。希少疾病の例：甲状腺がん、成人 T 細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症

⑦中小企業のキャッシュフローを考慮し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の手数料について柔軟な支払いを認めること

【要望内容】

PMDA の手数料の柔軟な支払い【厚生労働省】

【理由】

PMDA の審査や相談にかかる手数料については、一定条件の中小・ベンチャー企業に対して、相談・承認申請手数料の補助制度が創設されたところであるが、支払い方法が「一括前払い」とされている。事業化する前の収入がない中での支払いは、中小企業の資金繰りを圧迫するため、分割後払いなどの柔軟な支払いを認める必要がある。

(注) PMDA の手数料は、定められた期日までに一括で振込むことになっている。

(注) 手数料について

- ・審査料
医薬品：数十万円～3 千数百万円
医療機器：数万円～2 千数百万円
- ・相談料
医薬品：1 相談あたり、数万円～7 百数十万円
医療機器：1 相談あたり、数万円～2 百数十万円

⑧車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと

【要望内容】

「車椅子専用トライク」の構造の実態に合わせ、「側車付き二輪自動車」の保安基準から「またがり式の座席」「運転者席の側方が開放された」の要件を外すこと【国土交通省】

【理由】

新たに開発された車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」は、障害者の利便性向上に寄与する有用な車両となり得る。

一方で、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示において、側車付二輪自動車（トライク型）は、「またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車」と定められている。

しかし、本来座席のある位置に車椅子のまま乗車する「車椅子専用トライク」に、「またがり式の座席」は不要であり、また、「側方を開放」しても車椅子では側方から乗車できないだけでなく、側方が開放されていない方が転倒した際のリスクも小さい。

(注) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第2条四

「側車付二輪自動車」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪（以下「側車輪」という。）を備えた自動車

ロ またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車

(※) 上記イをサイドカー型、ロをトライク型と呼んでいる。



「車椅子専用トライク」の試作車

2. サービス業の生産性向上

①多様な理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること

【要望内容】

「理・美容車」に関する国による統一基準の設定【厚生労働省】

【理由】

理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。

(注)「規制の簡素合理化に関する調査」(平成26年10月14日、総務省)によれば、調査を行った11都道府県等のうち9都道府県等で、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準を、そのまま理・美容車にも適用している。また、4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要な設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンクおよび給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている。

区分	都道府県等数	床面積の最低基準	
		店舗型	理・美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1~5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0~9.9㎡	6.0~9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡

11 都道府県の条例における理・美容車の床面積の最低基準 (厚生労働省調査より)

②不動産の販路拡大や都市部から地方への移住を推進するため、不動産取引における「インターネットを活用した重要事項説明」を早期に実現すること

【要望内容】

宅地建物取引に関する重要事項説明方法の拡大を早期に実現すること【国土交通省】

現行：対面 → インターネット

【理由】

宅地建物取引に関する重要事項説明は、宅地建物取引業法により取引の相手方に対し直接書面を交付し対面での説明を要することとされている。現在、ITを活用した対面以外での重要事項説明について、社会実験に取り組むこととされているが、地方の中小・小規模の不動産業者が遠隔地まで販路を拡大でき、かつ、地方移住を推進することができるよう、この取り組みを加速して早期に実現すべきである。

(注) 国土交通省が設置した「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会(平成26年4月～12月)」において「IT活用を活用した対面以外での重要事項説明について社会実験に取り組む」こととされた。

(注) 平成27年夏頃から最大2年間、具体的な社会実験を行う予定。

③タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、営業区域外まで旅客を運送したタクシーの帰路について、行き先が営業区域と同一方面であれば運送を認めること

【要望内容】

営業区域外から空車で帰る無駄を省くため、帰りの行き先が営業区域と同一方面（隣接する営業区域等）であれば、乗客の乗車を認めること

【国土交通省】

【理由】

タクシーが営業区域外まで乗客を乗せた場合、帰り道に乗客を乗せて営業できるのは、営業区域内まで乗車する旅客に限定されており、そのような旅客が見つからない限り、空車で帰らざるを得ず、無駄が生じている。タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、例えば、タクシーの運行台数が限られる地方都市においては、乗客の行き先が営業区域と同一方面（隣接する営業区域等）であれば、乗車を認めることが考えられる。

(注) 道路運送法

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。



3. 雇用促進と労働力不足対策

①若年層の雇用拡大等を図るため、自動車教習指導員と技能検定員の受験資格の年齢要件を緩和すること

【要望内容】

自動車教習指導員（現行 21 歳以上）、技能検定員（現行 25 歳以上）の受験資格の年齢要件の緩和【警察庁】

【理由】

現在、自動車教習指導員や技能検定員の受験には、実務経験は問われず、それぞれ 21 歳、25 歳であれば受験できる。意欲ある若年層の雇用拡大、活躍推進の観点から、高校新卒者がすぐに自動車教習所に就職できるよう、自動車学校による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験年齢を引き下げる必要がある。

（注）指定自動車教習所の教官には、自動車教習をする「指導員」と、指定自動車教習所の技能検定をする「検定員」が存在。道路交通法 99 条により、教習指導員は 21 歳、技能検定員は 25 歳以上でなければ受験できない。

②タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）を緩和すること

【要望内容】

第二種自動車免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）の緩和【警察庁】

【理由】

自動車運転における新技術の導入（オートマチック車、GPS カーナビゲーションシステム、衝突防止装置）により、タクシー運転手が利用できる技術は格段に進歩している。タクシー業界における人手不足、特に東日本大震災の被災地では深刻であり、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。

（注）乗務員となる資格要件である普通自動車第二種免許の受験資格の年齢が、道路交通法第 96 条第 5 項 1 号及び道路交通法施行令第 34 条第 3 項 2 号により、「21 歳以上の者で、普通自動車免許を取得してから通算して 3 年以上の者」とされている。

（注）新車販売におけるオートマチック車普及率：98.3%（2010 年「日本自動車販売協会連合会」調べ）
カーナビゲーション搭載率：63.1%、衝突防止装置装着率：5.6%（2014 年ソニー損保調べ）

③医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること

【要望内容】

看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施【厚生労働省】（平成25年度意見書でも要望）

【理由】

医療分野や、今後の成長分野である介護分野では離職が多く、深刻な人手不足状態にある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じるべきである。

(注)「介護人材受給推計（暫定値）」（第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成27年2月23日開催）資料）によれば、2025年度（平成37年度）における介護人材の需給見込みは、需給見込み（約248万人）に対し、供給見込み（約215万人）となり、約30万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。

(注) EPA で受け入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

※2014年合格率＝看護師EPA合格率10.4%（看護師計では89.8%）、介護福祉士EPA合格率44.8%（介護福祉士計では61.0%）[厚生労働省発表]

※関連法規：社会福祉士及び介護福祉士法、保健師助産師看護師法

(注) 国家試験合格者・合格率の推移

受験年度	看護師国家試験								
	インドネシア			フィリピン			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	82	0	0.0%	—	—	—	82 (50,906)	0 (45,784)	0.0% (89.9%)
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	254 (52,883)	3 (47,340)	1.2% (89.5%)
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	398 (54,138)	16 (49,688)	4.0% (91.8%)
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	415 (53,702)	47 (48,400)	11.3% (90.1%)
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	311 (56,546)	30 (50,232)	9.6% (88.8%)
平成25年度	151	16	10.6%	150	16	10.7%	301 (59,725)	32 (53,495)	10.6% (89.6%)

受験年度	介護福祉士国家試験								
	インドネシア			フィリピン			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成21年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100%	95 (137,961)	36 (88,190)	37.9% (63.9%)
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	322 (136,375)	128 (87,797)	39.8% (64.4%)
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	215 (154,390)	78 (99,689)	36.3% (64.6%)

※ 合計欄の（ ）内の数字は、日本人を含めた全体の受験者数、合格者数、合格率を表す。

(厚生労働省HPより)

④介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における対象職種を追加すること

【要望内容】

外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）の追加【法務省・厚生労働省・経済産業省】

【理由】

高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じた「人づくり」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に移転するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。

また、今後、外国人旅行客のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。

(注) 外国人技能実習制度における「技能実習2号」への移行対象職種・作業は、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種・作業と、JITCO(公益財団法人国際研修協力機構)の認定による公的評価システムに基づく職種・作業を合わせて、平成27年1月23日現在で69職種127作業に限られている。このうち、技能検定によるものが53職種83作業で、JITCO認定による公的評価システムによるものが16職種44作業。

(注) 外国人技能実習制度は、平成26年6月に閣議決定された日本再興戦略で、平成27年度中に新制度移行を目指すことされた。法務省と厚労省が平成26年11月、合同で有識者懇談会を設置して見直し作業を進め平成27年1月に報告書を取りまとめた。政府は同懇談会の報告書を反映し、新法案を作成、今通常国会に提出する方針。報告書は「管理監督体制の強化」「実習生の人権保護」「技能習得、移転の促進」「制度拡充」が柱となっている。

⑤建設現場における専任技術者の設置基準を見直すこと

【要望内容】

建設現場における専任技術者の設置基準の見直し【国土交通省】

【理由】

建設現場には、主任技術者や監理技術者といった現場専任の技術者が必要であり、専任技術者の設置は工事の請負金額に応じて決まっている。しかし、同基準は平成6年以降改正されておらず、現状に合っていない。このため、同基準について、現状に合わせた金額に見直す必要がある。

(注) 建設業法第26条

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

(注) 建設業法施行令

第27条 法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が2500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、5000万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

(注) 建設業法施行令 第27条 専任技術者の配置が必要とされる請負代金の改正履歴

昭和31年 450万

昭和52年 600万

昭和59年 900万

昭和63年 1500万 3000万（建築一式工事の場合）

平成6年 2500万 5000万（建築一式工事の場合）

⑥建設業の受注拡大を図るため、「1級施工管理技士」の受検資格の実務経験年数要件を短縮化すること

【要望内容】

「1級施工管理技士」の受検資格である実務経験年数要件の短縮化

【国土交通省】

【理由】

建設工事等における公共事業入札の際、1級の施工管理技士がいることを入札要件とするものも多い。一方、中小企業においては、限られた人員の中で、既存の社員を1級の施工管理技士にするには、実務経験年数を満たす必要があるため、一定の時間を要する。建設業における人手不足への対応と優秀な若手技術者の受験機会を確保するため、上記試験受検の際の実務経験年数要件の短縮化が必要である。

(注)「施工管理技士」は、建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の6種類。

(注) 1級土木施工管理技士の学科・実地試験の受検資格は、次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)の何れかに該当する者とされている。

(イ) 学歴

学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
大学	3年以上	4年6ヶ月以上
短大、高専	5年以上	7年6ヶ月以上
高校	10年以上	11年6ヶ月以上(※1)
その他	15年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていることが必要。

(ロ) 2級土木施工管理技術検定合格者

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	—	5年以上	
合格後5年未満の者	高校	9年以上	10年6ヶ月以上(※1)
	その他	14年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数が含まれていることが必要。

(ハ) 専任の主任技術者の経験が1年（365日）以上ある者

区分	学 歴	実務経験年数	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	—	3年以上	
2級合格後3年未満の者	短大、高専	—	7年以上
	高校	7年以上	8年6ヶ月以上（※1）
	その他	12年以上	
2級土木の資格のない者	高校	8年以上	11年以上（※1、※2）
	その他	13年以上	

(ニ) 指導監督の実務経験年数が1年以上、及び主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験年数が2年以上ある者

区分	学 歴	実務経験年数	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	—	3年以上（注1）	
2級土木の資格のない者	高校	8年以上（注2）	—

（注1） 3年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

（注2） 8年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、5年以上の実務経験の後、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験に合格した者を含む。

※2 2級土木施工管理技術検定合格者以外の者で、高等学校指定学科以外を卒業し、建設機械施工技術検定に合格した方の土木施工管理に関する必要な実務経験年数は9年6ヶ月以上となる。

4. 知的財産の活用

①知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請手続きを簡素化すること

【要望内容】

出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請手続きについて、一括申請を認めること【特許庁】

【理由】

出願、審査請求、早期審査、減免制度については、それぞれ申請が必要であるが、手続きが煩雑であるため、ワンストップで一括で申請できるように簡素化が必要である。

(注) 特許法

(特許出願の審査)

第 48 条の 2 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第 48 条の 3 特許出願があつたときは、何人も、その日から 3 年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

(後略)

(注) 早期審査については、中小企業であれば利用可能。

②中小企業の知財活用を推進するため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、要件の緩和と対象の拡大を図ること

【要望内容】

特許料の減免制度の対象拡大【特許庁】

従業員：20 人以下（設立 10 年未満）→ 従業員 300 人以下

対象：「特許」のみ→「実用新案、意匠、商標」まで拡大

【理由】

ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員 20 人以下の企業に限らず、300 人以下の中小企業は一律に利用できるようにするとともに、実用新案、意匠、商標も対象とすべきである。

(注) 特許料等の減免制度

平成 26 年 4 月より、従業員 20 人以下の小規模事業者、設立 10 年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料（1～10 年分）、国際出願手数料等を 1/3 に軽減。

(注) アメリカでは、従業員 500 人以下であれば特許料等が 1/2 になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が 1/4 になるマイクロエンティティ制度がある。

③意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること

【要望内容】

意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること【特許庁】

【理由】

特許については中小企業であれば早期審査が利用可能だが、意匠および商標については、権利化について緊急性を要する等の条件がついている。中小企業であれば利用可能とすべきである。

(注) 早期審査

特許については、中小企業であれば利用可能（申請から一次審査通知までの期間は約2か月（平成25年実績）であるが、他方、意匠および商標については、緊急性を要する等の要件があり、中小企業であるだけでは利用できない。

(注) 「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a) 第三者（注）が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
 - b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
 - c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
 - d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- (注) 第三者とは、出願人自身又は出願人からその商標について使用許諾を受けた者以外の者。

④模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること

【要望内容】

模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間の短縮化【特許庁】

【理由】

模倣品の差止めには、輸入差止申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。

(注) 輸入差止申立制度とは、知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止めを求め、「認定手続」を執るべきことを申し立てる制度。《関税法第69条の13》

(注) 判定制度とは、特許発明や実用新案の技術的範囲、登録意匠や類似意匠の範囲、商標権の効力の範囲に対して、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、厳正・中立的な立場から判断を示す制度。特許庁が判定請求書を受理した後、判定書送達まで6ヶ月（最短で3ヶ月）とされる。

⑤特許庁の審査部門を大阪に設置すること

【要望内容】

特許庁の審査部門を大阪に設置すること【特許庁】

【理由】

特許庁の審査部門は東京にしかなく、医療機器開発や創薬に取り組む関西の中小企業にとって極めて不便である。地方創生を担う関西の中小企業が知財戦略を積極展開していくためには、東京以外で審査が受けられる環境を整備することが不可欠である。出願件数の約2割を占め、ライフサイエンス、電機などが集積する関西に審査部門を新設すれば、西日本、特に関西圏の中小企業の知財活用が大いに促進される。

Ⅲ. 規制・制度改革の推進

1. 複雑化した特区制度等の位置づけ・内容の整理・体系化

複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

【要望内容】

特区制度等の位置づけや内容の整理・体系化と利用促進

【理由】

本来、特区制度は、平成14年に創設された構造改革特区のように、特区における成功事例を全国展開することを原点とした制度である。その後、総合特区（平成23年）や国家戦略特区（平成25年）が創設されたほか、直近では「近未来実証特区」や「地方創生特区」が相次いで設けられた。このほか、企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度などもあり、制度が複雑になっている。構造改革特区で全国に適用拡大されていないものもあるし、また、東京ではアジアヘッドクォーター特区と国家戦略特区の指定が重複し、わかりづらいとの声もある。

各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すべきである。

（注）構造改革特区で認定された区域計画は、累計1,241件。そのうち867件のメニューを全国展開している。

（注）総合特区は、国際戦略総合特区として7区域、地域活性化総合特区として41区域が指定されている。

（注）国家戦略特区は、1次指定で6区域、2次指定で3区域が指定されている。

2. PDCAサイクルの導入

許認可等の規制について、定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）を導入すること

【要望内容】

許認可等の規制について定期的、自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の導入

【理由】

許認可等の規制については、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。そのため、国の規制については、所管府省がその見直しを定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

（注）許認可等の総数は14,579件（平成24年3月31日現在）。

3. 地方公共団体における複式簿記による会計制度の導入

地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底すること

【要望内容】

全ての地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底【総務省】

【理由】

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月）において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成基準を示し、財政のマネジメント強化への活用を促している。地域住民に対し十分な説明責任を果たし、より効率的・効果的な行政運営を展開するためには、発生主義・複式簿記による会計処理を行うことが不可欠である。平成 27 年 1 月には、統一的な基準によるマニュアル（地方公会計マニュアル）が示されたところであり、全ての地方公共団体において、本マニュアルによる会計制度を早期に導入し、徹底すべきである。

(注) 総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところ。

(注) 総務省は、平成 27 年 1 月 23 日、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめるとともに、総務大臣名で、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を発信。当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用することとしている。

4. 「地方版規制改革会議」の早期設置

**都道府県等による規制・制度について、民間からの提案を受け付け、
不断に見直しを行う「地方版規制改革会議」を早期に設置すること**

【要望内容】

「地方版規制改革会議」の早期設置

【理由】

国の「規制改革会議」は企業のイノベーションや新市場の創出等に大きな成果をあげているが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。そのため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも記載された「地方版規制改革会議」を、都道府県等に早期に設置する必要がある。

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）の記載内容

○地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>